



BA東京タイムス

発行人 金内光信

編集人 森本善三

印刷所 樹プレス

発行所
東京都美容生活衛生同業組合
〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-56-4
美容会館
TEL (03) 3370-2131(代)
FAX (03) 3379-0160
http://www.beauty-city.com

公 告

第26回通常総会

日時 令和4年5月24日(火)午後1時
場所 新宿住友ビル47階スカイルーム
※開催通知は本紙に同封、又は支部配布となりますので、必ずご覧下さい。

第73回通常総代会

同日午後2時・同会場
東京都美容生活衛生同業組合

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

消費税の仕入税額控除に

税務署のインボイス発行事業者登録簿に登録された事業者だけが発行できる「請求書」「領収書」が

令和5年10月スタート『インボイス制度』

登録申請必須

インボイスと呼ばれる「納品書」や「レシート」も含まれます。この登録事業者になるには、登録申請書を税務署に提出して、登録する必要があります。この制度のポイントは、課税事業者でなければ登録を受けることができない。登録した事業者は必ず消費税の申告をしなければなりません。という点です。



お問合せ
(0120-205-553)

登録申請書の提出先は、税務署です。詳しくは以下にお問い合わせください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigeneitsu/invoice.htm>

第26回通常総会・第73回通常総代会 5月24日開催



第10回 理 事 会

国家戦略
特別区域

外国人美容師育成事業協力へ 施術料金適正化運動に着手

委員会設置し

- 当組合の第10回理事会が3月16日(水)午後6時30分より美容会館9階TBホールにおいて開催されました(理事61名中、本人出席40名、書面出席18名)。付議事項では総会・総代会の開催や外国人美容師育成事業への協力、施術料金の適正化に向けての活動などが審議されたほか、9項目の事業等が報告され、いずれも承認されました。
- 1、報告事項
令和3年度収支予算の執行見込みについて
役員・総代等選挙選任規程施行細則について
組合加入体験キャンペーン実施状況について
令和4年度総合福祉共済制度加入促進について
令和4年度永年勤続役員及び従業員の表彰について
新型コロナウイルス感染症拡大防止対応衛生講習について
第50回全国大会の開
 - 2、付議事項
第1号議案
第26回通常総会及び第73回通常総代会の開催について
5月24日(火)午後1時から第26回通常総会を、同日午後2時から第73回通常総代会を新宿住友ビル47階
 - 3 組合加入体験キャンペーン実施状況について
 - 4 令和4年度総合福祉共済制度加入促進について
 - 5 令和4年度永年勤続役員及び従業員の表彰について
 - 6 新型コロナウイルス感染症拡大防止対応衛生講習について
 - 7 第50回全国大会の開
 - 8 組合本部の照明設備入替について
 - 9 全美連第389回理事会及び第390回理事会について

スカイルームで開催することが承認されました。

第2号議案

第26回通常総会の提出議案について

「総代選任の件」の議案を提出することが承認されました。

第3号議案

2023年新年会の開催及び日時・会場について

会場の早期確保の関係から本件については、常任理事会に一任し、準備・実行等は、次の実行委員会に引き継ぐことがそれぞれ承認されました。

第4号議案

定款の変更(第34次)について
総代会で提案する定款の変更案について次の2件が原案通り承認されました。
(1)役員等の任期変更に係る件
当組合と全日本美容業生活衛生同業組合連合会(以下全美連)の改選時期が同一でないことによる諸事不都合を解消するため、定款

にある「役員の任期は就任後3回目の通常総代会終了時までとする」の3回目を2回目に変更する。又、通常総会の招集は現行の3年ごとを2年ごととし、総代の任期を3年から2年に変更する案がそれぞれ承認されました。

尚、令和6年度の改選期に再度定款を元に戻すことにより改選時期が全美連と揃うことが申し添えられました。

(2)支部長資格の明確化に係る件
支部長選出基準を明確化する為、現行を改め「支部長は各支部において、当該支部区域に店舗所在地がある組合員の中より選挙又は選任するものとする」と変更する案が承認されました。

第5号議案

外国人美容師育成事業について
国の施策である「国家戦略特別区域」のもとで外国人美容師育成事業が進められていますが、当組合は都内美容室が加盟する最大規模の団体として、監理実施機関と協力して事業を推進するよう東京都から要望されています。一方、当事業を推進することで組合傘下サロンの活性化や雇用促進など組合の利益にも繋がる可能性が高いことも踏まえて、監理実施機関が推進する事業に協力することが承認されました。

第6号議案

美容室施術料金改定の促進について
コロナ禍の中、諸物価の上昇、それによる美容室の衛生管理コストの増大などを考慮し、長年に亘る美容施術料金の停滞を改善する為、当組合が中心となり施術料金の適正化運動を中期的なスパンで取り組むこととし、具体的な計画は、担当委員会を立ち上げて促進委員の人事については理事長に一任し実施することが承認されました。

組合加入推進専門員を募集

組合員増加促進に一役

当組合では現在、組合員の増加促進が喫緊の課題となっています。そこで、増員の役割を担ってもらう「加入推進専門員」を募集します。未加入サロンを訪問し、組合加入を勧めて、加入となれば推進員に報酬を支給。主な募集条件は次の通りです。

- ①営業力に長け明るく健康で粘り強い人
- ②組合加入1店舗につき3万円の勧誘手数料を支払う(但し、加入者が半年以内に脱退した場合は全額返金)
- ③活動報告書(訪問先、訪問状況等)を毎月提出必須
- ④活動に要した交通費実費を組合で負担(明細書提出

必須) ⑤勧誘資料(組合パンフ・制度チラシ等)組合で提供 ⑥活動区域は組合の意向に従うこと(組合員の場合所属の支部は対象外) ⑦登録書・履歴書(顔写真付)提出 ⑧メール等できる方採用は書類提出後、書類審査及び面談後に決定。※申込み・問合せは組合本部まで
info@beauty-city.com

SマークのSは

- ☆Safety（安全）
- ☆Standard（安心）
- ☆Sanitation（清潔）



新型コロナウイルスの収束が見通せない今、美容経営は困難し、コロナ以前の状況に戻るにはまだまだ時間がかかりそうです。

私たちの出来ることは、お客様が安心して来店いただけるようコロナ対策を講じて安全な環境を確保することです。言うまでもなく美容サロンはコロナに関係なく日頃から、特に衛生面に気を使い営業していますので、あとは、「このお店は安全・安心ですよ」とお客様にアピールする手立て

コロナ禍の今だからこそ Sマークを登録しお客様に安心を！

当組合では、東京都生活衛生営業指導センター（以下指導センター）が窓口となつて推進している「標準営業約款制度」を導入しています。この制度は登録制ですが、衛生面やサービスなど、定められた基準を満たしているお店に対して、その証となる厚生大臣認可の「Sマーク」を付与し、お客様に安心・安全・清潔をアピールしようとするものです。

このコロナ禍の今だからこそ、この制度のメリットを生かす時です。組合としてもこの制度の活用を推奨していますので未登録の組合員さんは、コロナ対策の一つのアイテムとしては是非登録をご検討ください。

登録申請はB A東京（組合）までご連絡下さい。

登録に関する費用は登録手数料＋標識代金＋送料
＝合計10,900円です。

登録申請は7月と12月の2回で調査・審査があります。登録者にはSマーク標識とステッカーが送られます。詳しくはB A東京事務局にお尋ねください。

Tel 03-3370-2131

組合加入体験キャンペーン 展開中！

美容組合のメリットを みんなでアピールしよう

- 1人が一人のお仲間をお誘いください
- B A東京では今年も10月31日までの期間限定で、組合未加入者に組合員としての体験ができるキャンペーンを実施しています。この間に組合事業や組合メリットをご理解いただき、キャンペーン期間終了後は正式な組合加入に繋げてもらおうというものです。
- 加入体験者をご紹介いただいた組合員には、その方が体験登録した場合にクオカード（1000円分）を贈呈します。
- ※加入体験は組合員や組合加入又は加入体験したことのある人は対象外。
- 体験できる内容とメリット
- ① 組合費の免除
 - ② 美容所賠償制度への加入（掛金免除）
 - ③ 災害共助会への加入（会費免除）
 - ④ B A東京主催の講習会、セミナーへの参加
 - ⑤ 組合機関紙及び組合各種情報の送付
 - ⑥ 弁護士による電話法律相談（初回のみ無料）
 - ⑦ 組合販売物の購入（組合員価格）
- 実施期間
加入体験期間
令和3年11月1日～
令和4年10月31日
（申込み令和4年5月23日迄）

全美連・休業補償共済制度

7月加入者募集

仕事が出来なくなった時、所得を補償

- 全美連の休業補償共済制度は、病気やケガで美容の仕事が出来なくなったとき、その所得を補償するものです。入院中に限らず、医師の指示による自宅療養機関も給付対象です。従業員の方にもおすすすめです。
- 加入資格
次の条件をすべて満たす方が加入できます。
- ① 組合員またはその役員・従業員で、健康で美容業に正常に従事している方
 - ② 美容業による所得のある方
 - ③ 加入日現在、満15歳以上
- 満79歳以下の方（70歳以上は継続加入のみ）
- 加入時期
加入時期は10月、1月、4月、7月の年4回
- 掛金
掛金は（1口あたり）
年額6000円（年払い）
※1月、4月、7月の加入は中途加入となり、初年度のみの掛金となります。
- 1口の場合
1月加入は4500円、4月加入は3000円、7月加入は1500円
- 保険金額
年齢や加入口数により異なります。別表の保険金額表をご覧ください。
- ※保険金額の設定は、加入直前12カ月の所得平均月額の範囲内で決めることができます。
- 申込み締め切り
今回は7月加入のご案内となります。お申込み締め切りは6月10日（金）。
- お申込・問い合わせ
B A東京本部事務局
Tel 03-3370-2131

ご覧になってますか、組合のホームページ

beauty-city.com



新しい生活様式に対応した美容室

新しい生活様式に対応した美容室情報（サロンにおける新型コロナウイルス対策、衛生管理講習、ワクチン情報等）は下記のURLで配信中です。

東京都美容生活衛生同業組合（B A東京）
https://measure.beauty-city.com
スマートフォンからもアクセスできます⇒



<保険金額表>

新規加入の 満年齢区分	1口あたりの 月額保険金額
15～19歳	93,000円
20～24歳	63,000円
25～29歳	57,000円
30～34歳	46,000円
35～39歳	37,000円
40～44歳	30,000円
45～49歳	25,000円
50～54歳	22,000円
55～59歳	21,000円
60～64歳	20,000円
65～69歳	17,000円

※所得の範囲に合わせ口数を増やすことができます。

全美連 総合福祉共済制度

美容組合の助け合いの制度です。

みんなで加入しましょう

B A東京は組合員・従業員全員の加入を目指しています

保障内容（1口あたり）

- ・死亡または高度障害 100万円
- ・不慮の事故または感染症により死亡 200万円
- ・不慮の事故で高度障害 200万円
- ・不慮の事故により障害状態 100～10万円
- ・不慮の事故で5日以上入院 日額1500円

特別給付金

- ・結婚祝金 2万円～10万円
- ・第一子誕生祝金 2万円～10万円・子供誕生祝金 2万円
- ・人間ドック補助金 1万円まで
- ・入院療養見舞金 2万円又は5万円
- ・銀婚祝金 2万円・金婚祝金 5万円
- ・還暦祝金 1万円・古希祝金 1万円
- ・配偶者死亡弔慰金 3万円・子供死亡弔慰金 3万円
- ・長寿祝金 10万円

お問合せ先：東京都美容生活衛生同業組合（B A東京）



BA東京の
公式アカウントを
つくりました！

「友だち追加」をお願いします！

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止について、国や都や各種団体などの対策情報（支援策や予防策など）で美容室に関する情報、それ以外にも今後、有益な講習会の情報などをご案内するための連絡ツールとして、「BA東京LINE公式アカウント」をつくりました。



ぜひ「友だち追加」をお願いします。
東京都美容生活衛生同業組合（BA東京）

美容師の健康

東京美容国民健康保険組合

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビル TEL 03 (5908) 8201

(題 字：故 山 野 千 枝 子 先 生)

令和四年度事業計画

令和四年度保険料

(後期高齢者支援金分)

月額三、五〇〇円を含む)

一人当り月額

○一般被保険者

※事業主組合員

一九、〇〇〇円

※従業員組合員

一三、五〇〇円

※同一世帯家族

八、五〇〇円

※同一世帯家族(未就学児)

五、〇〇〇円

○介護納付金賦課被保険者

(40歳～64歳の方)

※事業主組合員

二二、〇〇〇円

※従業員組合員

一六、五〇〇円

※同一世帯家族

一一、五〇〇円

「被保険者証」

四月一日から

更新されます。

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、三月三十一日までとなっております。

三月三十一日までとなっております。四月一日からは、新しい「被保険者証」に次のとおり更新されます。

▼更新の時期

令和四年四月一日

▼有効期限

令和五年三月三十一日

但し、後期高齢者(75歳以上)になる方は誕生日の前日

色調

うぐいす色(ひとり一枚つづのカード様式)

有効期限切れの被保険者証は、返却の必要はございません。

令和四年四月一日以降、ご自身ではさみなどで裁断し破棄していただくようお願いいたします。

公 示

(令和四年四月一日) (公示第三三八号)

令和四年三月十四日第一八五回組合会の文書(書面)会議の議決に基づき、「令和四年度事業計画・歳入歳出予算」について、国民健康保険法

一、基本方針

政府は、昨年十一月に全世代型社会保障会議を設置し、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる持続可能な社会保障の実現に向け、検討を進めております。昨年六月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律には、後期高齢者医療の窓口負担の見直し、子どもに係る均等割保険料の減額制度の導入等の措置が講じられております。

本年度の予算については、被保険者数の増加、保険料及び国庫補助金の増額、保険給付費の大幅な増額等が見込まれる中、繰越金を活用し、保険料は介護分を含め現行どおり据え置くこととしております。また、入院手当金、出産手当金の助成金を見直し、保険者機能の充実・強化を図ってまいります。

二、被保険者

令和四年度年間平均被保険者を、二一、〇〇〇人とし次のとおり策定する。

年間平均被保険者数

・事業主組合員

三、三〇〇人

・従業員組合員

一一、三〇〇人

・同一世帯家族

五、四〇〇人

合計 二一、〇〇〇人

介護納付金賦課被保険者数

六、〇〇〇人

都内居住被保険者数

一五、四〇〇人

特定被保険者数

一一、七〇〇人

前期高齢者数

五〇〇人

未就学児被保険者数

一、五〇〇人

三、保険料

〔令和4年度歳入歳出予算〕

歳 入			歳 出		
科 目(款)	予算額(千円)		科 目(款)	予算額(千円)	
1 保 険 料	3,448,981		1 組 合 会 費	8,650	
2 一 部 負 担 金	2		2 総 務 費	363,220	
3 使 用 料 金	1		3 保 険 給 付 費	3,751,273	
4 国 庫 支 出	2,045,078		4 後 期 高 齢 者	1,608,699	
5 前 期 高 齢 者	2		5 前 期 高 齢 者	1,443,940	
6 都 支 出 金	198,392		6 老 人 保 健	2	
7 共 同 事 業	76,602		7 介 護 納 付 金	561,979	
8 財 産 収 入	18,273		8 共 同 事 業	92,776	
9 寄 付 金	1		9 保 健 事 業	179,550	
10 繰 越 金	3		10 積 立 金	13,700	
11 繰 越 収 入	2,890,016		11 諸 支 出	8,003	
12 諸 収 入	17,505		12 予 備 費	663,064	
歳 入 合 計	8,694,856		歳 出 合 計	8,694,856	

保険料賦課額を次のとおりとする。

・被保険者一人当たり

平均月額 一六四、二三〇円

年間月額 一三、六八〇円

〔令和三年度〕一六三、四七〇円

四、保険給付

別掲「保険給付のご案内」のとおりとする。

五、保健事業

被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図り効率的な運営に資するため、次の事業を実施する。

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施

(2) 健康家庭の表彰

(3) 育児書の配布

(4) 医療費の適正化

(5) 保健医薬品の無償配布

- (2) 役員会
必要の都度随時開催
- ① 理事会
- ② 各種委員会
- ③ 監事監査
- (3) 協力員事務打合せ(一回)
- (4) 管外研修会(一回)

令和四年度東京美容国民健康保険組合歳入歳出予算並びに国民健康法第二十七条第一項の規定による予算に直接関連して議決を求める事項は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の

1 保険給付に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第二条 特別積立金の繰替使用

(歳出予算流用)

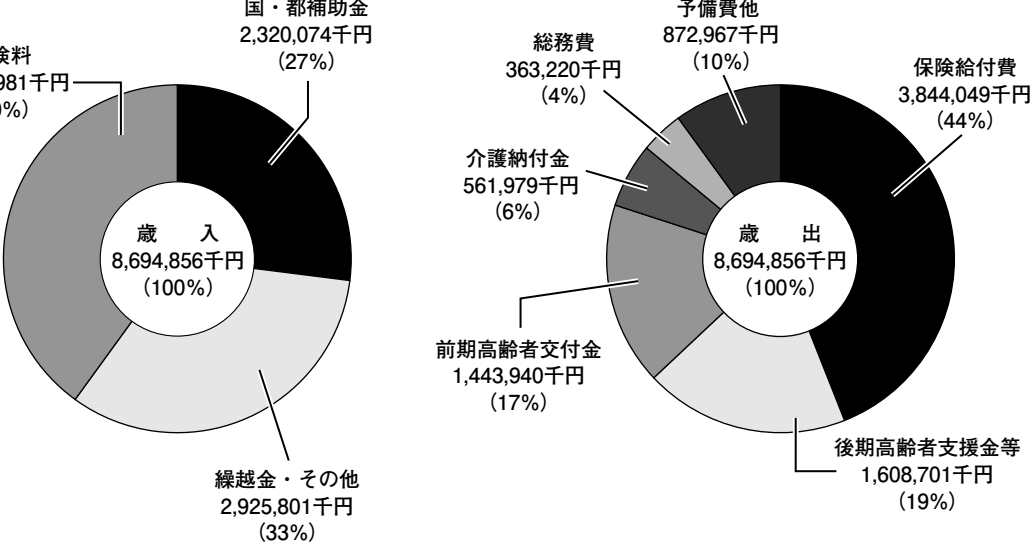
第三条 歳出予算の同一款内での各項の金額を流用できる場合は次のとおりである。

1 保険給付に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

総額は八、六九四、八五六千円とする。

(規約による議決事項)

第二条 特別積立金の繰替使用



美容師の健康

東京美容国民健康保険組合

東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビル TEL 03 (5908) 8201

(題 字：故 山 野 千 枝 子 先 生)

適正受診にご協力ください。

医療費が増加傾向にある昨今、多くの国民健康保険の財政は苦しい状況にあります。そして、増加していく医療費の中には、一人一人が保険証の適正受診を心がけることによって、抑えていけるものも含まれているのが現状です。皆様の国民健康保険、そして医療制度そのものを守っていくためにも、以下のことに留意しましょう。

○不要な休日、夜間の受診は避けましょう。
「夜間の方が空いている」などの理由で軽い症状の方が休日や夜間に診療を受けるケースが増えています。それによって緊急性の高い重症の患者さんの診療に支障をきたす場合があります。受診の際には夜間、休日に受ける必要があるかどうか、もう一度考えましょう。

○同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。
重複する検査や投薬によって、体に悪影響を与える心配があります。

○薬のもらいすぎに注意しましょう。
用法、用量を守って、適正な服用をしましょう。

○ジェネリック医薬品の利用を考えましょう。
（後発医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安く済みます。医療機関や薬局に相談しましょう。

○かかりつけの医師を持ちましょう。
病状・病歴などを把握してもらうことで、素早い対応につながりやすくなります。

「保険給付」のご案内

病気やケガをしたとき

▽療養の給付

診療、治療、手術、処置、入院、薬剤の支給などによってかかった医療費の七割が、病気やケガが治るまで給付されます。

ただし義務教育就学前（六歳に達した三月三十一日）までは八割、義務教育開始から六十九歳までは七割、前期高齢者の方は八割（現役並所得者は七割）となります。

○前期高齢者の方は、所得に基づいて割合が決定します。

▽療養費（現金給付）

旅行中または急病など、緊急やむを得ない理由により保険診療を受けられなかったときは、費用額（審査決定した額）の給付割合分が、現金で支給されます。

また、柔道整復、あんま・はり灸（医師の同意が必要）、補装具（コルセット、小児弱視等の治療用眼鏡、弾性着衣等）

移送、生血（輸血）なども同様です。

▽高額療養費（現金給付）

保険診療による自己負担分（一部負担金二・三割）が一人同じ月内、同じ医療機関において、一定の限度額を超えて支払ったときは、申請によりその超えた額が支給されます。

差額ベッド料や保険診療外の費用は、支給の対象となりません。○高額療養費の申請を行うには、国が定めた区

70歳未満の自己負担限度額（1ヶ月あたり）

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 〈多数該当：140,100円〉
イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 〈多数該当：93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 〈多数該当：44,400円〉
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 〈多数該当：44,400円〉
オ	住民税非課税	35,400円 〈多数該当：24,600円〉

※平成24年4月1日より入院現物給付制度に加え、外来診療の場合も現物給付制度が開始となりました。医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証の提示により病院で会計時に法定自己負担限度額までの支払いとなります。（必要時には、当組合までお問い合わせ下さい。申請により限度額適用認定証を発行します。）

70歳以上の自己負担限度額（1ヶ月あたり）

区分		所得要件	外来 （個人ごと）	入院 （世帯単位で合算）
一定以上所得者 （現役並み所得者）	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 〈多数該当：140,100円〉	
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 〈多数該当：93,000円〉	
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 〈多数該当：44,400円〉	
一般		課税所得 145万円未満	18,000円 《年間144,000円上限》	57,600円 〈多数該当：44,400円〉
低所得者	Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
	Ⅰ			15,000円

〈 〉内の金額は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の患者負担限度額です。

特定健診・特定保健指導のご案内

分による対象年度の所得の確認が必要となります。（情報連携の本格運用開始により所得確認書類の提出の省略が可能となりました。但し何らかの事由で確認できない場合は書類をご提出いただく場合があります。）

担として、高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務づけられています。

皆さまには積極的に健診を受けていただき、生活習慣の見直しや、健康増進に役立て、当組合の財政、ひいては皆さまが納めている保険料にも反映されることをご理解いただき、

医療構造改革における医療保険者の役割分担

※令和4年4月1日以

健診料金…無料（自己負担0）

人間ドックのご案内

協定施設にて人間ドックを受診した方に対して、助成を行っております。ぜひご利用下さい。

注…協定施設以外で受診された場合は助成できません。

降に加入した方が特定健診をご希望する場合、事務局までご連絡ください。

申込方法

協定施設でご予約を済ませた後、事務局にご連絡ください。申請用紙を送付いたします。

※協定施設を通じて特定健診部分の受診結果をいただく場合があります。ご了承ください。

ご存じですか

BA 東京の

労働保険事務組合

労働保険事務組合とは厚生労働大臣の認可を受けて、中小企業の労働保険料の申告、納付などに関する事務処理を事業主に代わって行う団体です。

BA東京でもこの認可を受け労働保険事務組合の業務を行っており、労働保険の事務委託を希望する組合員さんから委託を受けています。

■労働保険事務組合に事務委託した場合の利点は

1. 労災保険特別加入
労災保険に加入することができない事業主及び家族従事者も、労災保険に特別加入することができ
2. 分割納付
労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。
3. 事務処理の軽減
事務組合が職安・監督署への事務手続きや国への労働保険料の申告納付を行いますので、手間が省けます。
- 委託できる事業主は
美容業の場合は、常時使用する労働者が100人以上の事業主
- 事業主に代わって行う労働保険事務とは
1. 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務

2. 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届の提出等に関する事務
3. 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
4. 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
5. その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

■事務委託費用別表のとおり

■お問合せ先
労働保険事務組合
東京都美容生活衛生同業組合（BA東京）
TEL 03-3370-2131

常時労働者数	委託手数料(年額・税込)
1人	7,700円
2人～4人	15,400円
5人～9人	23,100円
10人～14人	30,800円
15人～20人	38,500円
20人以上から1人増すごとに加算	1,100円

【別表】

労働保険事務組合事務委託費

特別加入	委託手数料(年額・税込)
1人	1,100円
2人から1人増すごとに加算	550円

組合の集团扱い総合火災保険は5%安くなる

お得情報

「損害保険ジャパン」と「三井住友海上火災保険」の2社

集团扱いは個人で独自に加入するよりも掛け金が**5%安くなる**などのメリットがあります。下記2社が取扱窓口にっていますが、それぞれ保険内容に特徴がありますので、サロンのご希望に合った内容やご予算でご検討ください。

「美容組合の組合員です」と言ってお問い合わせ・ご相談ください。

■損害保険ジャパン(株)の窓口は(株)セゾン保険サービス 0120-933-427
■三井住友海上火災保険(株)の窓口は 同社 池袋支社 03-3986-3441

新型コロナウイルス感染予防対策を実施し

「新しい生活様式対応サロン」のステッカーを貼ろう

BA東京では新型コロナウイルス感染防止の為に衛生講習会を自主学習で随時実施しています。全美連のガイドラインに基づいて予防対策を7日間実施し、その報告書を提出していただき、実施基準を満たしたサロンには右のステッカーを送付します。

お申込み、詳細は同封チラシをご覧ください。



東京都美容生活衛生同業組合(BA東京)

経済産業省「事業復活支援金」 中小企業等の事業継続・回復を支援



詳しくは左記QRコードをご覧ください。BA東京タイムス2・3月号記事をご覧ください。尚、事業復活支援金の申請サポート（指導センター）は4月下旬までとなりますので、お早めにお手配ください。

BA東京

国家検定制度

着付け技能検定のお知らせ

国家検定制度の着付け技能検定の試験要領が発表されましたので概要をお知らせします。紙面の都合上、一部省略していますので、詳細は記事末に記載の技能センターにお問合せ頂くか、ホームページにアクセスしてください。

尚、今期は学科試験の実施はありません。実技試験のみとなります。

■受検資格

1級 実務経験5年以上又は各種学校卒業後実務経験2年、4年（授業時間異なる）

2級 実務経験2年以上又は各種学校卒業後実務経験2年、4年（授業時間異なる）

■試験実施地

・実技 6月14日(火)～12月20日(火)

・実技 3月1日(火)～4月15日(金)

■試験実施地

・実技 札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡ほか

※会場はホームページ等で順次公表予定

■受検料

・実技 1級 18,500円
2級 16,700円

※令和5年1月1日以降の実技試験受検料については改定予定です。

■お問合せ先
全日本着付け技能センター
TEL 03-3370-1740
ホームページ
http://www.kitsuke.or.jp

BA東京 組合員の皆様へ

管理美容師資格認定講習会のご案内

今回は令和4年度6回コースの開催案内となります。

受講をご希望の方は、所属するBA東京各支部へご連絡ください。

なお、新型コロナウイルスの影響により通常より人数の制限を行っていますので、ご了承ください。定員に達し次第締め切ります。

日程・締切日等、詳細は本紙に同封のチラシをご覧ください。

お問合せ：東京都美容生活衛生同業組合(BA東京)TEL 03-3370-2131

美容師試験委員

候補者募集しています

当組合(BA東京)では、国家資格・美容師試験の実技試験委員候補者としてご登録いただける方を募集しています。

この実技試験委員候補者を当組合は試験研修センターに推薦していますが、推薦条件は次の4項目です。

- 美容師免許取得後、実務経験15年以上の方。
- 年齢50歳までの方。
- 試験期間を連続して終日出務できる方。
- 試験委員養成研修会及び勉強会に参加できる方。

以上の全てに該当し試験委員を希望する方は、組合本部へご連絡ください。

【電話】03-3370-2131

お悔み申し上げます

大谷洋子さん(西多摩) (令和4年1月29日)
長谷川晏弘さん(狛江) (令和4年2月7日)
大山正裕さん(向島) (令和4年2月12日)
奥村智子さん(品川) (令和4年2月15日)
山本さた子さん(志村) (令和4年3月3日)

代々木

交差点

一年を通じて四月は気温上昇の割合が最も大きい。表日本と裏日本の気候の差はなくなり、全般的に花曇りの日が多く、空気が乾くときに強い南風が吹く。全国ほとんど花で飾られ、花見、潮干狩り、ゴルフなど人々の動きも活発になる。晩春に当るが晩春の語感とは微妙な点で違いがある。そんななか組合活動は新年度になり支部も役員改選で頭をめぐらす。各班の班長は当番制である。中には十年で一度しか廻ってこないのにも係らず、それなら組合をやめると言いだす。それぞれの店の都合もあるだろうが困

ってしまふ問題だ。嫌々何年も班長を引き受けている先生方には本当に頭が下がる思いです。組合員は全員一國一城の主で皆平等の立場だと思っていま

すが、役員が偉いわけではない。重い責任があるのは支部長と会計担当者くらいで諸々の役職者にはそんなに大きな責任問題は起らないから何とか一年度だけでも協力して欲しいものだと考えています。

出来るだけ簡素化、合理化を皆で意見を出し合いより良い組合、支部の運営を楽しく分担し合って御自身の職業の発展を願おうではありませんか。 因幡



5 月 月 例 会

日 時

5月12日(木)
19：00～21：00

会 場

美容会館9 F T Bホール

入場料

TBA会員無料、
組合員2,000円

へ ア

第106回T Mモード
A K I R A 藤本博之

着 付

第106回T M帯結び（奏海のみ） 酒井カヨコ

※定員50名。
※完全予約制03-3379-0555へお電話にてお申込み下さい。
※新型コロナウイルスの状況によっては中止となる場合がございます。予めご了承ください。

T B A 賛助会員のご紹介

社名 連絡先	取扱商品	QR コード
株式会社アリミノ 03-3363-8211	コールドパーマ液、ヘアカラー、スタイリング剤、シャンプー、ヘアケア製品、スキンケア製品他	
タカラベルモント株式会社 03-3403-2427	理美容椅子及び関連機器等、頭髮化粧品 基礎化粧品等、美容室サロン等の設計、施工他	
滝川株式会社 03-3845-2111	理容・美容・エステティク・ネイルに関する用品販売、設計・施工、教育事業他	
株式会社ヒカリ 03-3973-1626	理美容シザーズ、キューティクルニッパー他	

申込み＆問合せ

TBA（東京美容家集団）事務局
TEL：03-3379-0555／FAX：03-3379-0160
〒151-0053 渋谷区代々木1-56-4 美容会館3F

美容組合の推薦商品

推薦商品	商品取扱い業者	連絡先
アフラック生命保険株式会社 商品全般（アフラックがん保険 他）	(株)アーバンファミリー	03-3391-8808
丸大ハム 他	丸大食品(株)	03-5677-4031
ダイキン工業 省エネ エアコン	(株)メイセイ	048-294-1031
オーダーメイドウィッグ	(株)アートネイチャー	03-3379-3334
オリリー リフトレプロダクツ製品 (化粧品)	オリリー(株)	06-6376-5555
冠婚葬祭業務	(株)ブレイン アンド パートナーズ	0120-115-900

美容組合の美容所賠償責任補償制度

こんな時にお支払いします

BA東京の組合員さんが加入している美容所賠償責任補償制度は、お客さまに対する賠償制度です。美容師法に基づく業務による事故が対象で、主な内容は次のとおり。ご確認ください。

身体賠償

・薬品や器材の使用を誤り、お客さまの頭皮・毛髪・顔面などに損傷を与えた
・社会福祉施設等入所者や美容所に来ることができない高齢者などの居宅などにて施術中、お客様にケガをさせた。

財物賠償

・施術中誤って、お客様の

受託物に起因する賠償

・お客さまから一時的にお預かりした携行品（衣服・メガネ・バッグなどの受託物）を不注意によりこわしたり、盗まれた。

人格権侵害・宣伝障害による事故

・来店されたお客さまを万引き犯と間違えて不当に拘束した後、無実であることが判明した。

施設設備等の賠償責任

・訪問美容の際、毛染剤で老人ホームの床を誤ってよごしてしまった。
・お客さまのメガネを床に落としてこわしてしまった。

・床が濡れたままになっており、お客さまがころんでケガをした。
・店の管理不備で、標識灯や看板が飛んだり、倒れたりしたことで、通行人にケガをさせたり、車にキズをつけた。

・BA東京の組合員であれば、既にこの制度に加入しています。但し、加入して間もない店舗は、賠償制度の有効開始日を本部事務局にご確認ください。

事故の発生、又はお問合せはBA東京本部事務局へ
Tel 03-3370-2131

「ウクライナ人道危機救援金」募金のご協力をお願いします

ウクライナ各地では戦闘の激化により、市民の死傷や市民生活に不可欠なインフラの破壊、それにより多くの人々が周辺国へ避難を余儀なくされるなど厳しい状況が報道されており、当組合では、このような戦禍に見舞われているウクライナの人々に寄り添う人道支援のための募金活動を実施することとしましたので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様から寄せられた善意は、日本赤十字社を通じて、各国赤十字社が実施するウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動の支援に役立てていただきます。この募金はあくまでも善意ですので、強制するものではありません。募金の要領は次のとおりです。

○受付期間
令和4年4月28日まで
○振込口座
りそな銀行新宿支店（普通）0515452
口座名義は東京都美容生活衛生同業組合
電話番号
03(3370)2131

※お振込みの際は振込人名の前に「ボキン」とご入力いただきますようお願い致します。
※振込手数料は各自でご負担ください。
※お寄せいただいた寄付に関し、当組合では原則「預り証」等の書類を発行しておりません。また、直接、日本赤十字社に寄付を希望の方は次のQRコードをご覧の上詳細をご確認下さい。

—— 困ったときの無料電話法律相談 ——

顧客とのトラブルなど、面倒な問題を抱え込んだ時は美容組合（BA東京）が設置している「電話法律相談」をご利用下さい。組合顧問弁護士が直接対応、無料でアドバイスしてくれます。

●連絡先／塚田法律事務所 ●電話／03-5948-4123
●相談日時／平日 10時～17時(土、日、祝日を除く)
※同じ内容での2回目からの相談は有料になります。

東京美容国民健康保険組合(03-5908-8201)に加入の皆様へ

この「BA東京タイムス」は東京都美容生活衛生同業組合（以下、「BA東京」という）の組合員に配布している機関紙ですが、現在、東京美容国民健康保険組合の組合員でBA東京に未加入の方にはBA東京の事業や活動を知って頂たく「国民健康保険料納入通知書」に同封させていただいています。BA東京へのお問合せ、ご加入については下記までご連絡ください。BA東京の各種制度のご利用は加入後からとなります。なお、BA東京タイムスに掲載案内されている同封物などは入っていないので、ご了承ください。

東京都美容生活衛生同業組合（BA東京）事務局 Tel 03-3370-2131